



福岡県医第 1865 号（総）

平成 20 年 12 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

新型インフルエンザ対策として備蓄されているタミフルカプセル
75 の有効期間の延長について

標記の件について、福岡県保健医療介護部薬務課長より別添のとおり通知がまいりました。

本通知は、国、都道府県の備蓄品のタミフルの有効期間を従来の製造後 5 年から 7 年に延長することを承認し、また、既に備蓄されているタミフルについても、適切に保管されているものについては、製造後 7 年間は承認された規格を逸脱することはないと考えられる旨、平成 20 年 11 月 10 日付厚生労働省より通知がなされたことを周知するものです。

なお、備蓄品でないタミフルについては、従来どおりの有効期間のままであることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

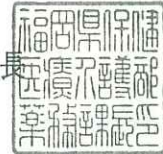
感染症対策担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

20薬第2680号

平成20年11月26日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(監 視 係)



新型インフルエンザ対策として備蓄されている
タミフルカプセル75の有効期間の延長について

抗インフルエンザウイルス剤であるタミフルカプセル75（以下、「タミフル」という。）については、新型インフルエンザ対策の一環として、本県においても備蓄されているところです。

今般、備蓄品のタミフルの有効期間を従来の製造後5年から7年に延長した旨、また既に備蓄されているタミフルについても、製造後7年間は、適切に保管されているものについて承認された規格を逸脱することはないと考えられる旨、別添のとおり平成20年11月10日付薬食審査発第1110002号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知がなされましたのでお知らせします。

なお、備蓄品でないタミフルについては、従来どおりの有効期間のままであることを念のため申し添えます。



(別添)



薬食審査発第 1110002 号

平成 20 年 11 月 10 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



新型インフルエンザ対策として備蓄されている
タミフルカプセル 75 の有効期間の延長について

新型インフルエンザ対策の一環として、抗インフルエンザウイルス剤である
タミフルカプセル 75 (以下、「タミフル」という。) が国、都道府県に備蓄さ
れているところである。

タミフルについては、中外製薬株式会社より、国、都道府県の備蓄品の有効
期間を従来の製造後 5 年から 7 年に延長することを目的とする規格及び試験方
法等の製造販売承認事項一部変更承認申請が提出され、審査した結果、本日付
けで当該申請を承認したので、貴管下関係者に周知方お願いします。

なお、今後、7 年の有効期間が表示された備蓄用の製品が出荷されると承知
しているが、既に国、都道府県により備蓄されているものについても、室温(1℃
－30℃)において、適切に保管されているものについては、製造後 7 年間は
承認された規格を逸脱することはないと考えられるので、その旨申し添える。

